

国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程の一部改正

| 現行  | 改正  | 改正理由 |
|---|---|------|
| <p>本則<br/>                     (年次休暇の付与単位)<br/>                     第21条 年次休暇は、1日又は半日で取得することができる。ただし、<u>当該職員の取得しうる年次休暇日数の範囲内において、一の年につき5日を限度として、1時間を単位として取得することができるものとする。</u></p> <p>2 (略)<br/>                     (病気休暇)<br/>                     第23条 (略)<br/>                     2～8 (略)<br/>                     (新設)</p> | <p>本則<br/>                     (年次休暇の付与単位)<br/>                     第21条 年次休暇は、1日又は半日で取得することができる。ただし、<u>職員から請求があった場合で、特に必要であると認められるときは、1時間を単位とすることができるものとする。</u></p> <p>2 (略)<br/>                     (病気休暇)<br/>                     第23条 (略)<br/>                     2～8 (略)<br/>                     9 <u>国立大学法人東京農工大学休職規程第3条第1項第1号により休職となった職員が、復職後6ヶ月以内に同一傷病による病気休暇の使用はできないものとする。</u></p> |      |

附 則(平成29年4月1日規程第2号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。